

議案第 102 号

令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
預貯金等照会電子化サービス利用事業	自 令和3年度 至 令和4年度	40千円以内と消費税及び地方消費税の合計額
市税等納付コールセンター事業（通信機器賃貸借及び保守）	自 令和3年度 至 令和6年度	29千円以内と消費税及び地方消費税の合計額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
預貯金等照会電子化 サービス利用事業	40千円以内と消費税及び 地方消費税の合計額		千円	自 令 和 3 年 度 至 4 年 度	千円 44	千円	千円	千円	千円
市税等納付コールセン ター事業（通信機器賃 貸借及び保守）	29千円以内と消費税及び 地方消費税の合計額			自 令 和 3 年 度 至 6 年 度	36			36	